

令和6年度
桑名市人材確保支援事業補助金
(小規模事業者・中小企業等対象)

【公募案内】

《公募期間》

令和6年4月1日(月)以降に
正規社員として90日以上継続して雇用した日以降から
令和7年1月31日(金)午後5時00分まで

※書類審査を行い、不採択となる場合があります。
※正規社員一人当たり10万円とし、補助対象事業所1社あたり100万円を限度とします。

《申請方法》

申請書類の提出方法は電子申請のみとなります。
※採択された場合、事業終了後3年間は事業効果等を把握するために実施する調査について協力いただきます。

《お問い合わせ先》

桑名商工会議所 補助金担当
電話 0594-41-5535 (補助金担当専用)
Email:kyousou@kuwanacci.or.jp
ホームページ:<https://www.kuwanacci.com>
※お問い合わせは、土日・祝日を除く平日の
午前9時から正午まで・午後1時から午後4時まで

令和6年4月
桑名商工会議所

〔目次〕

1	補助事業の目的	2
2	申請対象者	2
3	補助対象要件	4
4	申請手続きの概要	4
	(1) 公募期間	4
	(2) 申請先等	5
	(3) 申請書類	5～6
	(4) その他申請に関すること	6
5	補助事業者の義務	7
6	問合せ先	8

1 補助事業の目的

若い世代の桑名市内での就職及び定住を促進するとともに、桑名市内の中小企業等の安定的な人材確保を支援し、企業の安定的かつ持続的な企業活動の維持を支援することを目的として、桑名市からの補助金を受けて桑名商工会議所が予算の範囲内において「桑名市人材確保支援補助金事業」を実施します。

2 申請対象者

桑名市内に主たる事務所又は事業所を有し、市税を滞納していない中小企業等

① 主たる事務所又は事業所とは

主たる事務所又は事業所とは、商業・法人登記簿・登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての主たる事務所又は事業所のことをいいます。

② 中小企業等とは

中小企業等とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業等

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

(2) 次のいずれかに該当する者

中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～8号に規定する組合等	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	政令で定めるもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	① 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定する34事業）を行っていること ② 認定特定非営利活動法人でないこと ③ 常時使用する従業員が300人以下であること

(注) 中小企業基本法上の中小企業者に該当しない、社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等のうち非営利法人、有限責任事業組合（LLP）は、の補助金の対象となりません（農業法人は対象となります。）

③ 従業員数について

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- ・ 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます）
- ・ 個人事業主本人及び同居の親族従業員
- ・ 申請時点で育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は退職中の社員
（法令や社内就業規則等に基づいて休業・退職措置が適用されている者）
- ・ 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - （1）日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）
 - （2）所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者

3 補助対象要件

(1) 補助対象要件

- ① 補助対象事業所が令和6年4月1日以降に正規社員を新たに雇用し、その後、当該社員を90日以上継続して桑名市内で勤務させ、就職祝金等として本人に10万円以上を支給又は支給の予定をしていること。
- ② 正規社員は、就職した日において39歳以下であること。
- ③ 申請日において90日以上継続して市内に住所を有していること、かつ継続して事業所に在籍していること。
- ④ 暴力団または暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 補助対象事業所の事業主、取締役等経営を担う職務を務めている者に当該社員からみて2親等以内に当たる親族がいないこと。

※この事業における正規社員とは、次に掲げる要件をすべて満たす者をいいます。

- ・労働契約に期間の定めがないこと。
- ・雇用保険の被保険者であること
- ・事業所が定める所定労働時間をフルタイム（週35時間以上）で働くこと。
- ・事業所に直接雇用されていること。

(2) 補助金の額

正規社員一人当たり10万円とし、補助対象事業所 1社当たり100万円を限度とします。

4 申請手続きの概要

(1) 交付申請受付期間

令和6年4月1日（月）以降に
正規社員として90日以上継続して雇用された日以降から
令和7年1月31日（金）午後5時00分まで

※書類審査を行い、不採択となる場合があります。

※交付決定が2,200万円になった段階で申請の受付を締め切ります。

(2) 申請先等

申請書の提出は、次の【特設サイト】による電子申請のみです。

※持参・郵送・FAX・電子メールによる申請は受け付けられません。

【桑名市人材確保支援事業補助金 電子申請フォーム】

【URL】

<https://business.form-mailer.jp/fms/15890c4c238323>

※右記QRコードを読み取っていただいても
申請フォームに入ることができます。



受付できる1ファイル容量は最大で「**10MB**」までとなりますので、送付いただく前にファイル容量をご確認ください。なお、1ファイル当たり10MBを超える容量を送っていただいた場合、受付できない場合があります。

※申請書ファイルが10MBを超えてしまう場合

申請フォームで送付できなかったデータは、できる限りZIPファイルなどデータを圧縮していただき、下記アドレスへ送付してください。

送付先メールアドレス：[kyousou@kuwanacci.or.jp](mailto:kyouso@kuwanacci.or.jp)

**※注意：申請書類のデータを全て送付することの無いようにしてください。
データを全て送付された場合は、申請を受け付けしませんのでご注意ください。**

※添付ファイルが多い場合など電子申請にお困りの場合はお問い合わせください。

(3) 申請書類

申請書類は、以下の①～⑨についてデータにて提出してください。

申請書類の様式は、桑名商工会議所ホームページからダウンロードしてください。

なお、提出された申請データは、本補助金の審査のためにのみ使用し、返却しませんのでご了承ください。また、内容について問い合わせする場合がありますので必ず申請データを整理して備えてください。

書類名		提出ファイル形式
①	桑名市人材確保支援事業補助金 交付申請書（様式第1号）	PDFまたは 画像
②	正規社員雇用証明書（別紙1）または確約書（別紙2）	
③	労働基準法に基づく労働条件通知書または雇用契約書の写し	
④	賃金台帳・出勤簿・のうちいずれか雇入れ日より90日分の勤務日数が記載されているもの、および労働基準法に基づく労働者名簿の写し（当該正規社員のみ）	
⑤	雇用保険の被保険者であることが証明できる資料の写し	
⑥	当該正規社員の住民票抄本の写し（転入から90日以上経過後に取得したもの）	
	当該正規社員へ就職祝金等10万円以上支給したこと、または支給を予定していることを証明できる資料の写し（支給を予定している場合は、支給後に支給を証明する資料を2月15日までに提出すること）	
⑧	申請事業所の市税完納証明書の写し（6カ月以内に発行のもの）	
⑨	法人事業所の場合：履歴事項全部証明書の写し（6カ月以内に発行のもの）	
	個人事業所の場合：代表者の住民票抄本の写し（6カ月以内に発行のもの、マイナンバー、本籍地の記載は不要）	
⑩	提出書類チェックリスト	

※画像データは、文字や数値が明確に見えるようにしていただき、「jpeg」または「PNG」形式で提出してください。

※申請にあたっては提出書類の完備を以て受付完了とします。

※このほかにも提出書類が追加で必要な場合がありますので、予めご了承ください。

※添付できない資料は別途メールにて送付してください。

E-Mail kyousou@kuwanacci.or.jp

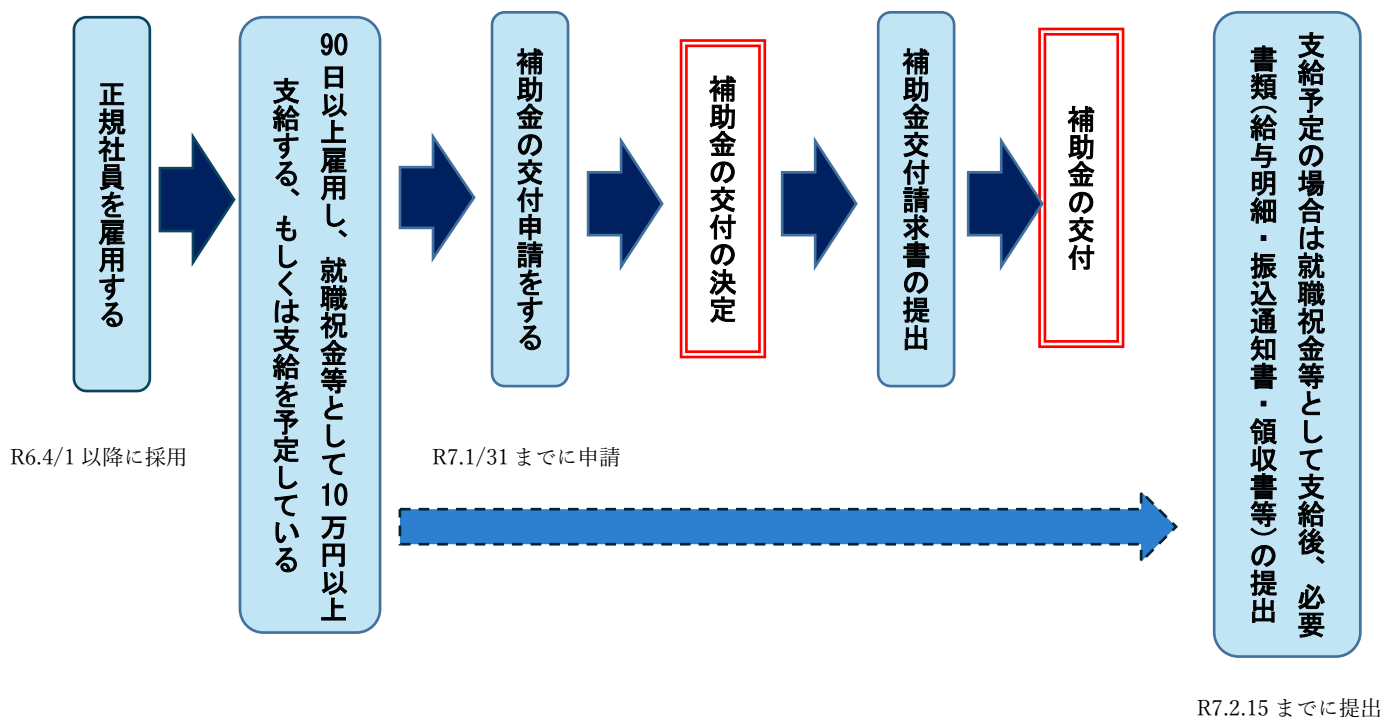
（4）その他申請に関すること

①審査結果の通知

審査を実施し採択・不採択を決定後、速やかに結果を通知します。

申請者全員に「交付決定通知書」または「不採択通知書」の文書を郵送します。
 審査の結果、不採択となる場合があります。
 審査の可否、内容についてのお問い合わせには一切応じられません。

③ 申請から補助金支払いまでの流れ



補助金の交付申請	所定の様式（様式第1号）を作成して交付申請を行ってください。申請は一人当たり10万円とし、補助対象事業所1社当たり100万円を限度とします。
補助金の交付決定	交付申請受付後、審査を行い、採択者には交付決定通知書をお送りします。
補助金交付請求書の提出	所定の様式（様式第4号）にて補助金の交付請求を行っていただきます。
補助金の交付	補助金交付請求書に基づいて、補助金の交付を行います。

5 補助事業者の義務

補助事業者は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 『桑名市人材確保支援事業補助金交付要綱(※)』を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施しなければなりません。

※桑名商工会議所ホームページから確認できます。

- (2) 不正または虚偽による補助金の受給があった場合、または、補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件又はその他法令に違反したときは、補助金の返還を求めます。
- (3) 代表者、及び法人の場合はその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者）が、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる一に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消します。

6 問い合わせ先

【問い合わせ先】

〒511-8577 三重県桑名市桑栄町1番地1
桑名商工会議所 補助金担当
電話/FAX : 0594-41-5535

※お問い合わせは、平日の午前9時から正午まで・午後1時から午後4時まで。
(土日・祝日を除く)

E-mail : [kyousou@kuwanacci.or.jp](mailto:kyouso@kuwanacci.or.jp)

桑名商工会議所ホームページ : <https://www.kuwanacci.com>

※申請書類等様式、記入例等は、桑名商工会議所ホームページより取得できます。